



荷役作業時の労働災害 を防止しましょう！

STOP!
荷役災害



陸上貨物運送事業における労働災害は、物流量の増加や人手不足などにより増加が懸念され、令和5年4月には管内において荷崩れにより死亡災害が発生しています。

裏面のチェックリストにより、**荷役作業5大災害** 

墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト作業時、無人暴走、トラック後退時

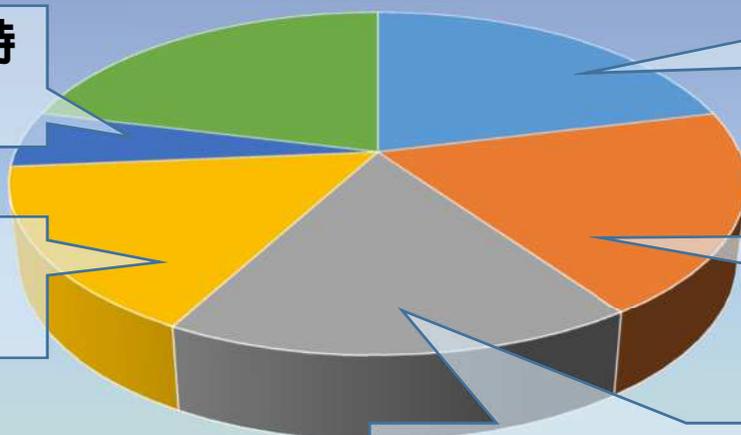
について労働災害防止上問題点がないか、別添チェックリストにより確認していただき、問題点がある場合は早急に改善願います。

トラック後退時
5.3%

墜落・転落
21.1%

無人暴走
15.8%

荷崩れ
19.3%



フォークリフト作業時 17.5%

平成25年に発生した陸上貨物運送事業の荷役作業時の死亡災害
(労働安全衛生総合研究所の調べによる分析結果)





荷主のみなさまへ

荷役作業時

STOP!
荷役災害

の労働災害を防止しましょう!

管内において、令和5年4月にトラックドライバーの方が、トラック荷台から落下しそうになった荷物を身体で押さえようとして、その下敷きになり死亡するという痛ましい事故が発生しています。

トラックドライバーの方は、一般的に、顧客（荷主）の商品を害してはならないと考えており、例えばトラック荷台で荷が動き出し、落下の可能性が生じた場合、例え重量物であっても**とっさに自身の身体で押さえってしまう**こともあり、それは、重大災害のリスクが高い行為となります。... そこで、命を守るため**運転手の身体で押さえることなく、「荷をあきらめて構わない。」**という方針についてご配慮いただくようお願いいたします。

また、そのような方針としていただける場合、運送事業者に対してもお伝えいただくよう、併せてお願いいたします。

栃木労働基準監督署長
敬白



荷役5大災害防止対策チェックリスト

(厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項」より)

災害の種類	要点	チェック項目	チェック
共通事項	保護帽の着用	最大積載荷重5トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。	
	保護帽の着用	上記以外の場合の荷役作業においても保護帽を着用させていますか。	
	耐滑性のある靴の着用	雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用させていますか。	
墜落・転落 災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	作業床等の使用	荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用する等、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。	
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が5トン以上のトラックの荷台への昇降は昇降設備を使用させていますか。	
		最大積載量が5トン未満のトラックの荷台への昇降についても昇降設備（踏み台等の簡易なものでよい）を使用させていますか。	
	荷や荷台上での作業	荷や荷台上で作業を行う場合は、荷台端付近で背中を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか（一度地面に居りて移動すること）。	
墜落制止用器具の使用	墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合は、墜落制止用器具を使用させていますか。		
荷崩れ	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	適切な荷付けの実施	積付けの際、積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。	
	走行中の荷への配慮	荷崩れに繋がりがやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回等）をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。	
	荷下し時の配慮	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。	
	教育の実施	荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。	

荷役5大災害防止対策チェックリスト (2/2)

災害の種類	要点	チェック項目	チェック
フォークリフト使用時	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	適切な資格者による運転	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせていますか。	
		フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。	
	用途外使用の禁止	フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）運転席からの身の乗り出し等危険な行為をさせないようにしていますか。	
	安全な運転	停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていますか。	
	走行場所の区分	自社の施設内にあつては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。	
無人暴走	作業手順の作成等	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めていますか。	
	逸走防止措置の実施	降車時には必ず逸走防止措置（パーキングブレーキ エンジン停止 ギアロック 輪止めの4点セット）を実施させていますか。	
	逸走時の措置	万一、トラックが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるようにしていますか。	
	降雪・凍結時の配慮	降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では、原則として停車させないようにしていますか。	
トラック後退時	確実な後方確認の実施	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。	
	後退誘導による後退時の配慮	後退誘導担当者がある場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにしていますか。	
	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。	
	誘導員の配置	自社の施設内にあつては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。	
	走行場所の区分	自社の施設内にあつては、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。	

上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。

本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、栃木労働基準監督署安全衛生課にお尋ね下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>